

## 第694回通関協議会（本関地区）

- 1、日 時 平成28年 3月 9日（水）12時より
- 2、場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室
- 3、議題等（敬称略）

- (1) 伊勢志摩サミット及び関係閣僚会合の開催に伴う水際対策へのご協力をお願い  
業務部 野口 管理課長

### その他・連絡事項等

- ・電磁的記録（MSX業務）による申告関係書類の提出状況について  
業務部 星野 統括審査官（通関総括第1部門）
- ・「紡織用繊維製イヤーマフ」の関税分類について  
業務部 清宮 首席関税監査官

次回開催予定日 平成28年4月5日(火) 12:00～  
開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室  
当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください  
公益財団法人日本関税協会横浜支部  
TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758  
E-mail: [bra\\_yokohama@kanzei.or.jp](mailto:bra_yokohama@kanzei.or.jp)



# 伊勢志摩サミット及び関係閣僚会合の 開催に伴う水際対策へのご協力をお願い

- 本年4月から5月にかけては、伊勢志摩サミット等の関連会議等が全国各地で開催される予定です。
- 昨今の国際情勢に鑑みれば、伊勢志摩サミット等の開催に際しても、テロリスト等によるテロ行為等が発生するおそれが払拭できない状況です。
- テロ行為等を未然に防止するため、水際での取締りを担当する税関においても、輸入貨物等に対し、審査及び検査を強化することとしております。

**輸入貨物に係る内容点検をより一層充実・強化していただくとともに、  
貨物等につきまして、何か普段と違う点があった場合には些細な事柄でも結構ですので、税関にご連絡いただきますようお願い申し上げます。**

- ★ 梱包が通常と違う
- ★ 配送先・配送方法が通常と違う
- ★ 支払方法が通常と違う etc...



**\* 提供していただいた情報については、秘密を厳守いたします \***



おかしいな?と思ったら税関へ!

0120-461-961 (フリーダイヤル)

電子メールアドレス

yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp



平成28年3月  
横浜税関業務部



## 横浜税関管内の申告添付登録(MSX業務)利用状況

### 輸出

申告年月	区2,3 添付割合
2015年1月	62%
2015年2月	63%
2015年3月	72%
2015年4月	87%
2015年5月	87%
2015年6月	87%
2015年7月	82%
2015年8月	85%
2015年9月	91%
2015年10月	92%
2015年11月	93%
2015年12月	92%
2016年1月	93%
2016年2月	93%

### 輸入

申告申請年月	区2,3 添付割合
2015年1月	63%
2015年2月	63%
2015年3月	63%
2015年4月	69%
2015年5月	71%
2015年6月	71%
2015年7月	72%
2015年8月	73%
2015年9月	76%
2015年10月	76%
2015年11月	78%
2015年12月	80%
2016年1月	81%
2016年2月	80%

### 2016年2月の内訳

海上	93%
航空	86%

### 2016年2月の内訳

海上	80%
航空	73%

### 【参考】2016年1月の各税関添付割合(海上)

輸出	
東京	59%
横浜	93%
神戸	91%
大阪	87%
名古屋	85%
門司	94%
長崎	94%
函館	93%
沖縄	87%
合計	87%

輸入	
東京	66%
横浜	81%
神戸	82%
大阪	83%
名古屋	81%
門司	84%
長崎	91%
函館	84%
沖縄	77%
合計	78%

「紡織用繊維製イヤーマフ」の関税分類について

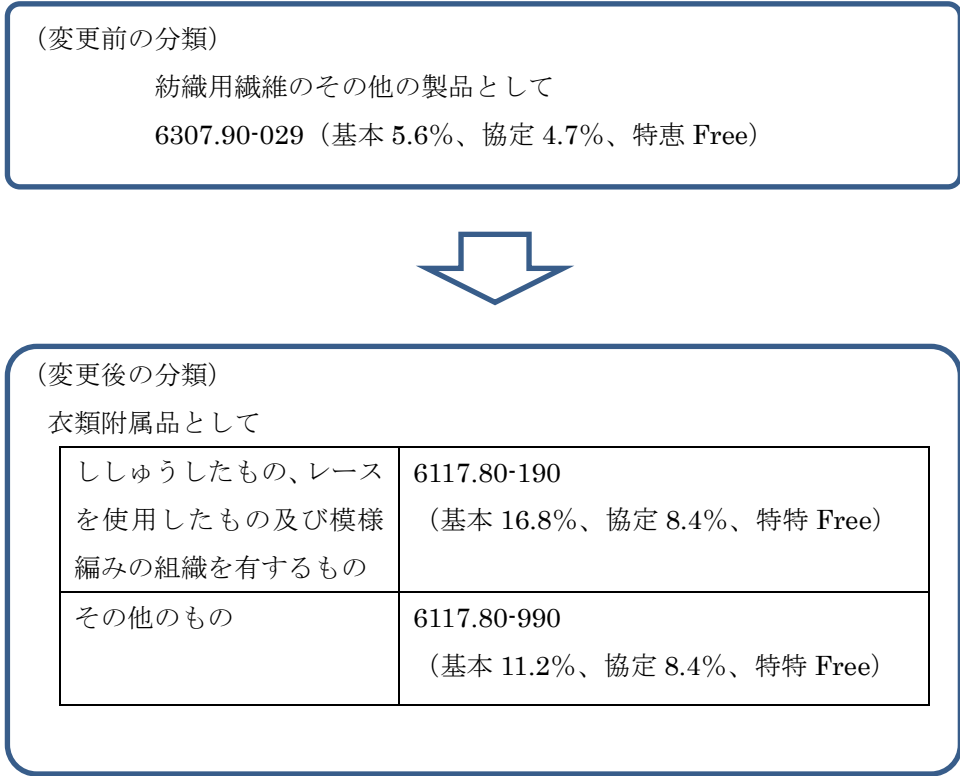
平成28年3月

イヤーマフ（耳あて）は、過去より輸入実績のある商品です。輸入当初は、防寒等の実用性に乏しい商品が多く、そのような商品については、実行関税率表第61.17項の衣類附属品とは認められず、紡織用繊維のその他の製品として、同表第63.07項に分類されていました。しかしながら、近年、防寒等の実用性が高く、第61.17項の特徴を有すると認められるイヤーマフが多く輸入されるようになってきています。一方で、そのような商品であっても依然として第63.07項の物品として申告されている事例が認められません。

以上の実態を踏まえ、耳の防寒用として実用性が認められるイヤーマフについては、衣類附属品として第61.17項に分類されますのでご注意ください。

なお、分類の判断が難しい商品については、文書による事前教示制度をご利用下さい。

注)「メリヤス編み又はクロセ編みのもの」以外のものは、62.17項に分類されます。



※ 具体的な物品に関する分類は、業務部関税鑑査官に個別にご照会ください。